纹法人会

平成28年度

第6回







藤枝法人会女性部会長賞







No. 106

平成29年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝 4 丁目 7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL http://www.fujieda-houjinkai.or.jp



めざします 企繁の繁栄と社会への貢献



行動する遊人会等

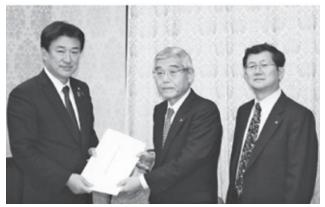
- 平成29年度税制改正に関する提言 -

全法連では、平成29年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省

10月27日

財務副大臣 木原 稔氏



左から 木原財務副大臣、柳田税制委員長、横山専務理事

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会 10月20日

財政・金融・証券団体委員長 牧島 かれん氏

山口 泰明 氏 井上 信治 氏 土井 奥野 信亮 氏 吉野 正芳 氏 土屋 正忠 氏 神田 憲次 氏 石﨑 徹 氏 大野敬太郎 氏 小倉 將信 氏 中谷 真一 氏 黄川田仁志 氏 中山 展宏 氏 藤原 崇 氏 和生 氏 誠氏 山田 賢司 氏 山田 美樹 氏 長峯 松川 るい 氏 他



公明党

財政・金融部会団体ヒアリング 11月14日

財政・金融部会長 上田 勇氏



民進党

財務・金融部門団体ヒアリング 11月9日

 ネクスト財務・金融大臣
 大塚
 耕平氏

 古川 元久 氏
 白 真勲 氏
 古賀 之士 氏



国税庁

表敬訪問 12月5日

長 官 迫田 英典氏

次 長 飯塚 厚氏



右中央 迫田国税庁長官、右奥 飯塚次長 左奥から 柳田税制委員長、池田会長、横山専務理事

課稅部長 川嶋 真氏



右奥 川嶋課税部長 左奥から 池田会長、柳田税制委員長、横山専務理事

中小企業庁

10月18日

 長
 官
 宮本
 聡氏

 事業環境部長
 吉野
 恭司氏

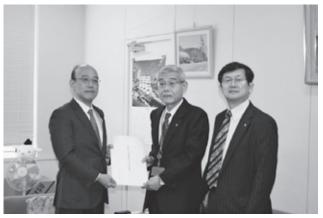


右手前から 宮本中小企業庁長官、吉野事業環境部長 左奥から 柳田税制委員長、長谷川税制副委員長、横山専務理事

総務省

11月7日

自治稅務局長 林崎 理氏



左から 林﨑自治税務局長、柳田税制委員長、横山専務理事

この他、日本維新の会および参議院の比例代表選出議員等に対し提言書を送付しました。

平成 28 年度 第 **6** 回

税に関するにはがきョシクール

〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会 公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉国税庁/藤枝市教育委員会/焼津市教育委員会

法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。 藤枝法人会でも752点の応募がありました。入賞33作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



池谷 花梨 さん藤枝中央小学校 6年生

消費税などの税金が、社会で必要な「学校」や「公園」、「道路」、教育に必要な「教科書」などに使われている様を手のひら越しに描くなど、国民一人ひどりの税金が自分たちの生活を支えていることが伝わるすばらし、作品です。 (審査員:藤枝税務署長 深尾俊一)

藤枝法人会長賞



杉木 千夏 さん 小川小学校 6年生

講評

学校

ジ 6 年 も

住民税、消費税、酒税等の課税対象がそれぞれ丁寧に描かれており、"税"の役割がよく理解されている。「税はよい未来への架け橋です。」という短いキャッチフレーズに、私たちの生活が税金によって守られ、成り立っていることが表現されており、納税の大切さが伝わる作品です。(審査員藤枝法人会会長 牧田和夫)

藤枝法人会女性部会長賞



講評

日々の「あたりまえ」の生活ができるということに対し、「納税」の大切さが非常によく表現されており、心に伝わる素晴らしい作品です。

(審査員:藤枝法人会女性部会長 清水みさ代)

優秀賞



トカイリン 夢我 さん青島北小学校 6年生藤枝市立

このところの一連の報道を見ていると、オリンピックとは一体何なのだろうと思って しまいます。そこに鋭く釘を刺しているこの作品はハッとさせられます。金メダルに 思い切りよく税と書いているインパクトが決め手です。(審査員:画家 山本宗平)

講評

優秀賞



木村 日鞠 さん 大井川西小学校 6年生焼津市立

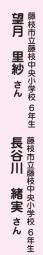
講評

受けとめる手の平に輝く心。税金とは温かな真心であると子供は覚えるのでしょう。税金をイメージする色合いがいつまでも、この絵のように明るくきれいであればと思います。 (審査員:画家 山本宗平)

選







深田

紗央 さん

村越

有璃亜

さん

種石

恵衣 さん

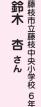
藤枝市立朝比奈第一小学校 6年生

藤枝市立高洲小学校 6年生















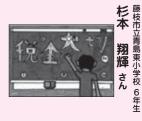
















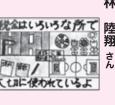






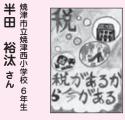


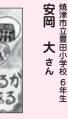




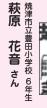












野垣 良太 さん焼津市立港小学校 6年生



焼津市立東益津小学校 6年生 剛瑠 さん

増田 朔也 さん焼津市立港小学校 6年生

藤枝市立高洲小学校 6年牛

藤枝市立青島北小学校 6年生

さん









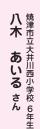














鈴村 真拓 さん 焼津市立大井川西小学校 6年生

●入賞33作品(一部優秀作品のみ)は、 以下の場所に展示・掲示致しました。

2	EARL 6	W 7. U
	1	藤枝税務署

藤枝市役所

藤枝市文化センター 焼津公民館

藤枝市生涯学習センター 焼津信用金庫藤枝上支店



焼津信用金庫豊田支店

藤枝駅構内パープルビジョン

10 焼津市立総合病院ホールモ

焼津市シーガルドーム(確定申告期予定)







4 H29.2月号 NO.106

平成28年11月15日(火)、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による 『税に関する作品表彰式』が行われました。当会からは、上位優秀5作品(3ページ掲載)の方々に対して 表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた6校(藤枝中央小学校・稲葉小学校・瀬戸 谷小学校・広幡小学校・豊田小学校・大井川西小学校)に対して感謝状が贈呈されました。



優秀作品5名











感謝状6校

(3 校欠席)







写真でみる

第6回租税教室

主催:青年部会

(a) • (a) •

開催日:平成28年11月26日(土) 会場:静岡産業大学

青年部会では、昨年に引き続き、「大学生を対象とした租税教室」 を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。



【司 会】



菅原副部会長

【部会長あいさつ】



奥山部会長

第一部

税金講座「給与明細の見かたとマイナンバー制度について」

講師:藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 石原 等氏

13:05~13:35

【第一部・講師】



石原 等氏







- 6 -

キャッシュフローゲームセミナー

講師:FPI(株) 代表取締役 中山 猛氏

13:40~15:55

【第二部・講師】



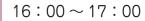
中山 猛氏







若手企業家との交流会





















-7 -H29.2月号 NO.106

志太平野の川にまつわる話

以前、千葉の銚子を訪れ、利根川の河口にひろがる、銚子港を見ながら、なぜ、大井川には、 河口港ができなかったのだろうと素朴な疑問を感じていました。

志太平野の歴史に関する文献を拾い読みしていると、志太平野の川の話で、興味深い話がで ており、そのいくつかをご紹介しようと思います。

その一、まず、大井川の特徴ですが、静岡県下の四大河川に共通するのは、きわめて急な勾配をなしていることです。下流部での平均勾配が、1000分の3~4、つまり、1000m流れるのに落差が3~4mの勾配をなしています。それを他と比較すると日本三大急流の一つ、最上川で1000分の0.7、北上川1000分の0.2、海外の大型河川ですと1000分の0.05程度にすぎない河川も多いのだそうです。勾配が緩い河川ですと、川幅一杯に水をたくわえた河口部に潮入川ができるのですが、大井川の場合、急流で、川の水が、ずどんと海に落ちてしまい、またその海も急深で堆積物をそのまま深海に運びます。急流と駿河湾の急深が、河口港を形成できない原因なのです。さらに、急流は、河口部でも大きな石が流されて、焼津の海岸線に浜砂ではなく、ごろた石が広がるのは、その急流のせいなのです。



こぶし大の石が波打ち際を洗う焼津石津海岸

その二、その大井川の川越の話です。江戸時代、川に橋を架けず、賃銭を取り、川を渡らせる制度は、「川越制度」と呼ばれ、江戸から京都まで東海道には、川幅が50m以上の川が30ほどあり、木曽川、富士川、天竜川の舟渡し、多摩川、太田川、朝比奈川、など20余りは、橋が架けてあり、徒歩渡りの川は、酒匂川、興津川、安倍川、瀬戸川、大井川だけで、徒歩渡り

では、水深が深いところは、川越人足が、浅いところは、自分渡りをしたのだそうですが、大井川だけは、浅いところでも自分越しは禁じられていたといいます。大井川は、その上流部が閉塞谷になっているため、川を自然の防衛線とした「河川要害論」により江戸幕府が橋を架けさせなかったとしますが、松村博著「大井川に橋がなかった理由」に、このように説明がなされています。要因として、河床変動が激しく、厚い砂礫層に当時杭を打つ技術がなかったこと。川幅 1300m の橋を架け、維持することの投資効果と便益性がすくなかったこと。川越し組織にお墨付きを与え、割高な料金を設定したため、その組織は巨大で強固なものに成長し、利権化したことが、幕末に至るまで続けられることになった最大の要因で、幕末 1300~1400人の川越人足がいたといわれています。このことが、島田や金谷の宿場町を大いに栄えさせた理由にもなります。

その三、大井川と木材の話。焼津旧小川港、木屋川沿いにある水天宮さんには、この社が、1861年江戸深川の材木商、野口庄三郎の寄進により創建されたとあります。木屋川と言うくらいだから、この川は、材木を運んだ川に違いないと思い、それではと、数年前、河口部から、栃山川の接合部まで歩いて実地検分しようと試みました。歩きながら、藤枝市域に入るころには、小さな河川になり、紆余曲折し、とても木材を流せないと地元の人に話を聞くと河川改修で昔の面影は全くないですよと笑って答えられました。その木屋川ですが、浅井治平著「大井川とその周辺に」こんな記述があります。

元禄4年7月、幕府はその菩提寺上野寛永寺の根本中堂を建立するために、用材の入札を行 った。江戸の材木商はこぞってこれに着目したが、当時随一の江戸の材木商奈良屋茂左衛門と、 まだ駆け出しの紀伊国屋文左衛門(文中以下紀文)とが張り合う結果になり、結局紀文が安 値をつけて落札することになった。しかし、紀文は暴虎馮河の向こう見ずでやったのではなく、 駿河の豪商松木屋新左衛門(文中以下松木屋)とその弟郷蔵の協力と援助があったからである。 入札に先だち、紀文は、松木屋と現地を訪れ、実地検分したが、問題が次の2点に集約された。 一つは、船積み港の問題で、大井川河口では、急流で、海に流失するおそれがあり、危険この 上ないこと。それで当時すでにおそらく、向谷水門に木材を集め、竜泉寺川に流し、さらに、 伊太川から、栃山川、木屋川をへて和田湊に出す道が開けていたらしいが、これでは、根本中 堂用材のような六、七間もある長大材を運ぶことは不可能であった。ところが、あたかもよし、 橋爪助左衛門なるものが灌漑用水路木屋水門着工中であった。それは、島田宿東東南、高島に 水門を設け、その付近一帯の灌漑用にし、水路は、栃山川から、東流し、川原というところで、 本流から分かれ木屋川となり大富、和田村を流下し、和田浜を貫流して海に注いでいる。この 間およそ30里、木屋水門から砂丘に保護された静かな河口港たる和田湊は、大量の木材の集積 港としては最適であった。これを知った紀文と松木は、橋爪助左衛門と交渉し、この工事を拡 大して、幅も広く、深さも深くしなるべく直線にして、完全な木材輸送路とすることにし、そ の条件として、

- 1) 運河開墾の費用は全部紀文側が負担する
- 2) 水門を通過する木材には水門通過料を支払う
- 3) 完成の期日は、一年後
- 4) 紀文側の御用材が通過し終わるまでは、他の者に使用させない

豪腹さにさぞ橋爪助左エ門も驚いたにちがいありませんが、全額負担の好条件で、めでたく 木屋川は完成されました。



和田湊は、現在の東洋水産焼津工場辺りでしょうか。

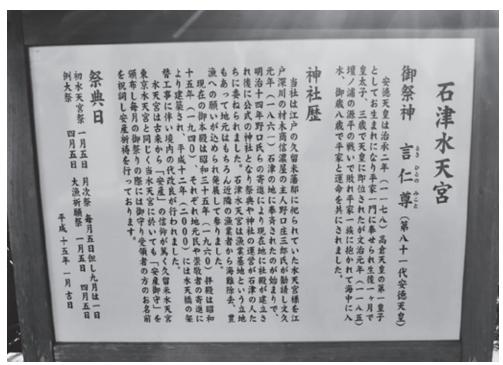
こうして、6年余りの歳月により、伐木運材は滞りなく進捗し、元禄 11 年には、寛永寺根本中堂はめでたく完成しました。この事業で、得た利益は、紀文 50 万両、松木屋 30 万両と伝えられています。しかも紀文の一族吉兵衛はその余材をもって永代橋を架けたといわれています。その後も、幕末まで、大井川流域の木材は、和田材、焼津材といわれ江戸で有名であったと言われています。ちなみに、紀文の得た 50 万両という金額は、現在の貨幣価値にして、500 億円になります。両商人で 800 億円です。

この金額はさすがにすごく、この事業が、当時の志太の基幹産業になっていたものと思われます。6年ほどで800億の純利益です。総事業費は、現在の貨幣価値で数千億円の事業に違いなく、こんな莫大な事業が他にあったとも思われません。また、先の水天宮さんの寄進が明治に入ってからであり、明治初期まで、材木の輸送は続いていたと思うと、その産業は、150年以上の長期にわたり、またその規模もかなりのものだと考えられるのですが、現在では、その痕跡すら残っていません。

余談ですが、このような大量の木材の伐採により、山は荒れ、土砂の流失などにより、大井川の氾濫が続く原因になったのではないかと想像していたのですが、先日、金谷旧家の河村さんからお話を伺い、大井川流域は、幕府直轄の御用林が広がり、河村家は、その管理をまかされ、薪一本持ち出し禁止の厳しい管理をされていたそうです。ともあれ、志太地区は、大井川の急流により、歴史作られた地域なのです。



石津の水天宮さん、その後、地元の漁業者により、祀られてきました。



1861 年寄進の記録、江戸の木場との関係が深いことが伺えます。

<引用参考文献>浅井治平著「大井川とその周辺」松本繁樹著「静岡の川」 <寄稿>㈱金虎 専務取締役 寺尾仁秀様

法人会アンケート調査システム

芝録 にご協力ください

法人会は、国内企業の約80万社が加入する大きな団体です。 これまで60年以上の長きにわたり、税知識の普及、納税意識 の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と 地域の発展に貢献してまいりました。

このようななか、全法連は会員企業の声を広く集めるツール として、法人会アンケート調査システムを平成22年に創設しま した。

システム創設以降、法人会活動の発展と法人会の社会的な認 知度向上につなげるため、各種テーマによる調査を実施し、そ の結果を法人会内外に公表してきました。

平成26年4月には、システムをリニューアルし、アンケート 結果をメールでお知らせするなどの機能を改善したところです。

今後このシステムをさらに有効活用すべく、全法連では、ま だシステムへの登録がお済でない会員のみなさまに新規登録を お勧めしています。

つきましては、未登録の方はこの機会にぜひご登録いただき ますようお願い申し上げます。

平成28年9月 公益財団法人 全国法人会総連合 法人会



アンケート調査システムの活用状況と 新規登録をふやす理由

システムの活用状況は?





どうして新規登録を ふやす必要があるの?





景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、 月1~2件のペースで調査をしています。

最近は、多くの企業の意見を容易に収集できる有 効なシステムとして、行政や大学等の外部機関がこ のシステムに注目するようになりました。すでにこ れらの外部機関とタイアップした調査も実施してい

ンケート結果の信頼性をさらに高められれ ば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、 法人会の認知度向上に大いに役立つものと考え られます。そのため新規登録を増やすとともに 回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自 にアンケートを実施することも可能です。

* 平成28年7月現在、アンケート送信対象は約4000名、 同等数は約1200件です。



外部機関とタイアップして実施した主な調査 *()内は外部機関、実施年月

自主点検チェックシートの 活用状况(国税庁、H26/10) 帳簿書類の保存状況

がん検診意識調査 (東京都、H25/12)

事業承經 慶応大学大学院、H25/10)

登録方法は次ページをご覧ください。

法人会アンケート調査システム 新規登録方法

- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり 組織上のアドレスでご登録願います(メール未達先発生防止のため)。



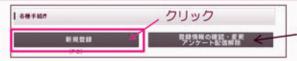


法人会

検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、 全法連のホームページを表示します。 そして「法人会アンケート調査システム」の パナーをクリックします(右図)。



法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



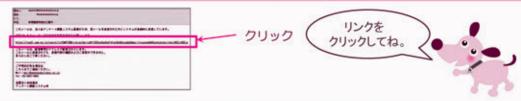
参考/すでに登録している方でメールアドレス等を変更される 場合はこちらから手続きをしてください。

メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。 ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jp からのメールを受信 できるように設定してから送信してください。





すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。



入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。 最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

> ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記 🔞 の「登録情報の確認・変更」 からご自身の登録情報を更新願います(更新後、アンケートの送信を再開します)。

アンケートを受信されましたら、 ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2ヵ月に1~2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後は

ご回答をお願いいたします。 なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等から ご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、 右図の手順でご回答ください。



■お問い合わせ先 全国法人会総連合 アンケート調査システム係 Mail: mail@zenkokuhojinkai.or.jp Tel: 03-3357-6681



消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月 国 税 庁 (〒城28年11月間

軽減税率制度の 実施時期	平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時)
消費税率等	標準税率は 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%) 軽減税率は8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%) (注) 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の	① 酒類・外食を除く飲食料品
対象品目	② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を
の記載と保存	追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

≪消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点≫

内容	改正前	改正後(平成 28 年 11 月改正)
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年4月1日~平成 33 年3月 31 日	平成31年10月1日~平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

~飲食料品の取扱い(売上げ)がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です~

課税事業者の方

- ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり例)飲食料品を取り扱う小売・卸売業(スーパーマーケット、青果店等)、飲食業(レストラン等)
- ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり
 - 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する 場合等

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

- ①発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ②取引先から、区分記載請求書等 を受領し、日々の取引を税率ご とに記帳(区分経理)
- ③申告時の税額計算
- ※仕入れのみの場合は②と③

課税事業者と取引を行う場合、区 分記載請求書等の交付を求められ る場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 3 税額計算の特例
- をご覧ください。
- 1 軽減税率の対象となる品目
- 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、<u>食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)</u>をいい、一定の一体資産を含みます。 なお、<u>外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません</u>。

新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)。



2 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式)(〒131年101~〒35年9月)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の 保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

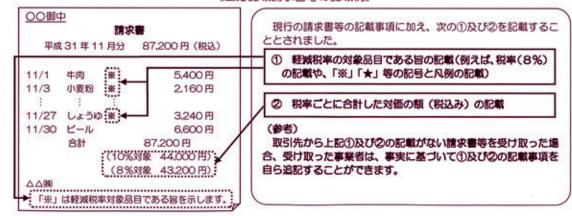
<u>免税事業者の方</u>も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等 の発行を求められる場合があります。 課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための<u>中小</u> 事業者の方への支援措置(補助金) については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項		
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月 日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引 の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称		
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み) ※ ①及び②については、請求書等の交付を受け た事業者による追記も可能		

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
 - 2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》



3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、 売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年) における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者)に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成28年11月の税制改正により、
 - 適用対象となる期間が変更されました。
 - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象 売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者(注)
	卸売業・小売業に係る売上げに <u>小売等軽減仕入割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算	売上げに <u>軽減売上割合</u> を乗じた金額を 軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額 を計算	①・②の計算において使用 する割合に代えて50%を使 用して、売上税額を計算
内容	小売等軽減仕入割合 卸売業・小売業に係る = 軽減税率対象品目の仕入額(税込み) 卸売業・小売業に係る 仕入総額(税込み)	軽減売上割合 通常の連続する10営業日の 要減税率対象品目の売上額(税込み) 通常の連続する10営業日の 売上総額(税込み)	(注)主に軽減税率対象品目 を販売する中小事業者が 対象
適用対象	平成31年10	D期間において行った課税資産の譲渡等 O月1日から平成35年9月30日までの期 は、簡易課税制度の適用を受けない期間に限	

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象 仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業 を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに <u>小売等軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 「小売等軽減売上割合」 「助売業・小売業に係る軽減税率 対象品目の売上額(税込み) 「助売業・小売業に係る 売上総額(税込み)	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費 税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、 仕入税額の計算が可能 (参考)原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の 開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属 する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日ま での日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月 1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)(平成35年10月1日~)

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、

(課税事業者・免税事業者)

「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度))。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者) (注)申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに 区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写 しの保存を義務付け
- ※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から 「平成35年10月1日」に変更されました。

<u>免税事業者等からの</u> <u>課税仕入れに係る</u> 経過措置 事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて は、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合 に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。 税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先 は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

- 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援(生)
 - ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL http://kzt-hojo.jp専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
- ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。
- (注)軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。 ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL http://www.tenkasoudan.go.jp (24時間受付)

申告書は、 スマート!確定申告 国税庁ホームページで 作成できます! www.nta.go.jp

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告!

- 1 税務署に出向く必要なし! 作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。 また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- 2 いつでも利用可能! 確定申告期間中は、休日を含め24時間いつでもご利用いただけます。
- 3 自動計算機能! 毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を 作成することができます。
- 4 プリントサービスにも対応! コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

申告書作成から提出までの流れ

① 「作成コーナー」 ヘアクセス

ご自宅等のパソコンから、 「作成コーナー」で検索。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

作成コーナー

検索

申告書を作成

画面の案内に従って 金額等を入力し、作成。 ご不明な点は、お電話で お問い合わせください。



タブレット端末等 をご使用の方はこ ちらをご利用くだ さい。 3) 申告書を提出

● e-Tax の場合事前準備が必要です。

事刑準備か必要です。 詳しくはe-Taxホーム ページをご覧ください。

書面提出 の場合 印刷して郵送等で提出。

名古屋国税局・税務署

企業の税務コンプライアンス 向上のために 国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の 強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」 「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



点検結果記入表(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

点検担当者記入欄 代表者記入欄 目 身 点検結果 改善方針

18 確認したところ遅延が1件 あった。 売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を 確認するようにした。

〇 点検項目チェック表		Ⅱ 貸借関係 (資産科目)				
51 D W		点検欄				
科目等		点検項目	9/30	3/31	1	1
	12	手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	0	0		
現預金小切手	13	現金、小切手による高額又は予定外(緊急) の支払いは、その理由が明らかにされていま すか。	0	0		
受取手形	14	預金 (通帳) と帳簿の残高は一致していますか。	0	0		
	15	受取手形の現物と補助簿 (受取手形記入帳) は定期的に照合されていますか。	0	0		
	16	補助簿 (売掛一覧表) と得意先に対する請求 残高は一致していますか。	0	0		
	17	残高がマイナスになっている得意先について は、その理由が明らかにされていますか。	Q	0	W	
売掛金 未収金	18	回収が遅延しているものについては、その理 由が明らかにされていますか。	0	X)	
	19	入金条件(決裁日、決裁手段)に変更がある ものについては、その理由が明らかにされて いますか。	0	0		

「自主点検チェックシート」は 社内体制のほか、貸借関係や損 益関係等に分かれ、全部で83 の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目 選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合せ先

公益社団法人藤枝法人会

TEL 054-643-8410

◎自主点検チェックシート・ガイドブックは藤枝税務署・法人会事務局に備え置きしてあります。



県税の電子申告・電子納税



~ 静岡県から地方税ポータルシステム(eLTAX)ご利用のお願いです ~

静岡県税 (法人関係税)は6割以上の関係者に 電子申告をご利用いただいています。 電子納税もできるようになりました!



- l.電子申告をすでにご利用いただいている場合
 - ●今年度から前年度電子申告をしていただいた事業所には、確定申告書の送付を 省略させていただきました。引き続き電子申告のご利用をお願いします。
 - ●申告書の送付は省略しましたが、納付書のみ送付しております。今年度から電 子納税も可能となりましたので、是非便利な電子納税をご利用ください。
- Ⅱ. 電子申告をまだご利用いただいていない場合
 - ●利用届出の手続きをしていただければ、電子申告が利用できます。 (法人だけでなく、税理士対応が可能です。)
 - ●電子申告したものについては、電子納税も可能ですので、申告・納税までの手 続きが窓口に出向くことなく完了します。
- ※電子納税を利用した場合、領収証書は発行されません。

インターネットバンキングを利用して納税する場合、静岡県税を取り扱う金融機関を利用する必要 があります。(金融機関はこちらで確認できます。 ↓)

https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/documents/kinnyukikannitiran.pdf

☆お問い合わせは…エルタックスヘルプデスクへ

利用届出の提出及び詳しい情報は eLTAX ホームページをご覧ください。

http://www.eltax.jp/

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による お問い合わせは

► 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

▶ 03-5500-7010 (L記の電話番号で繋がらない場合)

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順) 23 24 櫻井龍太 小長谷常雄 落合孝次 増田武治 田中徳治 小林宏旨 今本 昇 金田睦夫 松浦宏明 中野正勝 杉井裕郎 伊藤恒夫 焼津市三ケ名 藤枝市藤岡5 快津市与物次 焼津市小川 藤枝市田沼3 **快津市上新田** 焼津市焼津1 藤枝市高岡1 藤枝市小石川町2 快津市快津1 生油市二七衙門新田 藤枝市大新島 **2**624-0268 **☎**624-7171 **2**636-1287 **2**635-7576 **☎**641-1573 **2**623-1881 **2**635-5615 **23**641-1984 **2**622-6836 **2**629-6711 **☎**628-1776 **2**626-8661 大石準二 河野正彦 笠原敏幸 吉田雄 平岩光雄 藤浪良昭 大石康夫 深澤美惠子 鈴木國弘 八木金弥 増田富三 藪崎正則 焼津市三ケ名 焼津市八楠4 藤枝市駅前2 藤枝市藤岡5 焼津市東小川8 藤枝市藤岡1 焼津市西焼津 焼津市田尻北 焼津市駅北1 藤枝市田沼1 藤枝市岡出山2 焼津市小土 ☎628-2812 **☎**641-2725 \$643-6069 2629-6663 **☎**644-7219 **☎**629-5270 **25**627-5022 **☎**624-2794 **25**627-9638 **☎**635-2559 2641-2215 2626-9823 7 20 26 澤村 守 成鳥久四郎 仲田 青島孝之 増田章 片山享-森田釧太郎 勇 岡野 安井博史 高野佳和 吉川 始 松永義郎 純 藤枝市谷稲葉 藤枝市下之郷 藤枝市田沼3 藤枝市大新島 焼津市石津 藤枝市高岡2 藤枝市稲川 焼津市大栄町1 藤枝市音羽町3 藤枝市岡出山1 焼津市東小川6 藤枝市岡部町内谷 **☎**641-0577 **2**637-9803 **☎**667-3253 増田和宏 小倉寿美 山崎恵三 海野晴方 吉田道明 青木 敬 平井幸子 小長谷智子 遠藤次男 松本 彰 増田貴行 服部正邦 藤枝市青木1 焼津市焼津4 藤枝市前島2 藤枝市青葉町1 藤枝市小石川町1 焼津市岡当目 焼津市栄町3 焼津市与惣次 **快津市中新田** 藤枝市末広2 藤村市太町1 **快津市柳新屋 ☎**643-3771 **☎**659-1717 **2634-0286 ☎**636-1588 **☎**689-3196 **☎**627-9851 **☎**626-5711 **2**624-0268 **☎**624-1885 **2**635-8366 **☎**643-5151 **☎**628-5533 9.0 Wales 内藤良彦 増田良子 岩﨑卓夫 梅田健司 沼野和吉 内田晴巳 大畑雅子 渡邉義博 山本幸子 笠原大輔 伊藤裕一郎 宇田武房 藤枝市青木1 藤枝市駅前1 焼津市宗高 藤枝市藤枝4 藤枝市高洲 焼津市駅北1 焼津市下小田 藤枝市藤岡5 藤枝市青葉町1 藤枝市郡1 藤枝市水上 藤枝市志太2 23646-8890 **☎**643-3771 **☎**646-7701 \$622-3295 2641-4386 **☎**635-8022 **2**627-9638 2645-4571 \$624-0962 **25643-6069 ☎**637-2534 **2**644-4627 本人の 希望により 23 写真は掲載 多々良信彦 三岡厚文 平野純也 早津賴明 落合孝康 小林敏樹 岡村正雄 杉原一雄 松原隆宣 山﨑義和 祐輔 大石 誠 藤枝市平鳥 焼津市東小川7 焼津市東小川7 焼津市西小川2 焼 津 市 小 川 藤枝市青葉町2 焼津市 上小杉 藤枝市前鳥1 藤枝市岡出山2 藤枝市本町3 藤枝市天王町3 焼津市三ケ名 25 鈴木和臣 内山勝浩 飯塚理恵 山本浩幸 石村正美 吉田公輔 井上香織 池田佳通 宮﨑博史 吉田和弘 浅井伸也 天野 貢 藤枝市益津 焼津市大栄町2 藤枝市田沼1 焼津市下小田 焼津市上新田 焼津市東小川8 藤枝市志太2 藤枝市岡出山1 藤枝市高岡1 藤枝市小石川町1 藤枝市高岡2 藤枝市駅前2 **2**646-3388 **☎**631-5152 **2**641-4898 **2**270-5741 **☎**628-5372 **2**634-3570 **2**624-0962 **2**207-7064 **2**629-6663 **2**631-5258 **2**636-5102 **2**689-3196 藪崎大介 下川大地 山梨英亮 大野克治 三橋重継 山﨑晃弘 村松克彦 名倉秀俊 油井孝介 太田容子 片川和樹 片川真理子 **快津市小+** 快津市東小川7 藤枝市駅前2 藤枝市藤岡5 藤枝市青木2 藤枝市高岡2 焼津市焼津1 焼津市三ケ名 藤枝市駅前2 焼津市東小川6 焼津市焼津1 **☎**626-9823 **2**641-3080 **2**628-7973 ☎629-5270 **2**631-6346 **☎**644-3511 **☎**641-3080 ☎627-5261 **☎**636-1199 **☎**628-2626 **☎**628-2626 **2**643-6069 お問い合わせは あおい税理士法人 税理士法人 法理舎 焼津商工会議所会館2階 藤枝市青木2 焼津市東小川7 税理士会税務相談所へ 社員 森 祐輔 多々良信彦 社員 名倉秀俊 下川大地 山梨英亮 ※税理十会では無料税務相談を行っております。 野島由美子 若杉直彦 電話(628) 2250 藤枝市高岡1 藤村市音羽町? **☎**628-7973 **☎**641-3080 ☎631-9160

(本ページは税理士会提供記事)

(平成28年10月21日~平成29年1月26日)

全法連・東海法連・静岡県連

(一社) 静岡県法人会連合会 第46回運営研究会

会場/ホテルアソシア静岡







本

10月21日 パソコンセミナー

テーマ 「クラウドの現状と今後の可能性」

講 師 / (株)スプラム

代表取締役 竹内幸次 氏

場/焼津文化会館







1月17日 新春講演会 「のうだま」 演題 ~やる気の秘密~

師 / 東京大学薬学部

教授 池谷裕二 氏 場 / ホテルアンビア松風閣







11月11日 新設法人説明会

講 師/藤枝税務署

法人課税第一部門上席国税調査官 鈴木栄治 氏

会 場/藤枝市生涯学習センター





1月24日 税務講習会

テーマ 「会社の決算と申告」

講 師/東海税理士会藤枝支部 税理士 森 祐輔 氏

会 場/焼津文化会館





青年部会

1月23日 新春講演会

演 題 「会社造り・人造り」

講 師/静岡トヨペット株

代表取締役社長 平光敬和 氏

場 / 小杉苑







女性部会

12月7日 教養講座

テーマ 「産業医(産業保健スタッフ)に 依存しない

現場の力でメンタルヘルス対策」

講 師/産業カウンセラー 橋野由利子 氏

場 / 焼津文化会館



演 題 「クラシック音楽の調べ」 ~ショパンの作品と共に~

講 師/ピアニスト 久保山菜摘 氏 会場/ホテルアンビア松風閣











